



平成 29 年 10 月 17 日

長野市長 加 藤 久 雄 様

長野市環境審議会  
会長 大澤 幸造

長野市ポイ捨て等を防止し、ごみのない  
きれいなまちをつくる条例の改正について（答申）

平成 29 年 7 月 6 日付け、29 環政第 294 号で諮問のありましたこのことについて、審議した結果、下記のとおり答申いたします。

記

1 答申に当たっての基本的な考え方

(1) 現行の条例施行後、市民をはじめ事業所や団体等の環境美化に対する意識の高まりにより、ごみが捨てられにくい環境づくりが進み、ポイ捨てや不法投棄等のごみの回収量は減少してきている。一方、たばこの吸い殻ごみについては増加傾向にあるとともに、歩行しながらの路上喫煙も散見される。

現在、国においては 2020 年東京オリンピック・パラリンピックに向けて、屋内での喫煙を制限する方向で検討されており、これに伴い路上喫煙及びたばこの吸い殻ごみの散乱につながることが懸念されることから、現行条例を見直す必要がある。

(2) 改正に当たっては、喫煙者への配慮も考慮しながら、検討していく必要がある。

(3) 条例の主旨が伝わり、かつ、市民等の具体的な行動につながるよう、条例名や市民等の責務などを具体的に明記することが望ましい。

- (4) 条例の目的に「たばこの火による火傷や火災等の事故の未然防止」と位置付け、喫煙の制限については、現在の努力義務から禁止事項とするべきである。
- (5) 罰則規定を設けることは妥当と考えるが、地方自治法による罰則（過料）金額の上限や市における他の条例の罰則規定を鑑み、決定することが望ましい。

## 2 条例の改正内容について

別紙、条例改正案（骨子）のとおり

## 3 附帯意見

- (1) 条例の主旨が正しく伝わるよう、市民及び観光客等に対する周知・啓発に努めること。
- (2) この条例改正を機に、市民一人ひとりが、ごみのポイ捨て、歩きたばこや犬のふんの放置などをせず、自主的にきれいな環境を大切にし、より一層のマナー向上に心がけるよう啓発すること。
- (3) 喫煙所の設置やわかりやすい案内表示など、地元及び関係機関と協議を行いながら、喫煙者に配慮した環境整備に努めること。
- (4) 重点地区の指定については、対象となる地区の状況の把握に努め、地元及び関係機関と協議を行いながら、慎重に検討すること。
- (5) 重点地区に適用される過料について、実際の徴収金額の設定にあたっては、慎重に検討すること。

## 条例改正案（骨子）

### （名称の変更）

長野市ポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止し、きれいなまちをつくる条例（仮称）

### （目的の追加）

この条例は、ポイ捨て及び道路上における喫煙等の防止に関し、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、禁止行為その他必要な事項を定めることにより、ごみのないきれいなまちの実現を図り、かつ、市民等の身体及び財産の安全を確保することをもって良好で快適な市民等の生活環境の確保に資することを目的とする。

### （定義の追加）

ポイ捨て：たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くず、空き缶等その他これらに類する散乱性の高いものを、吸い殻入れ、ごみ箱、回収容器その他定められた場所以外の場所にみだりに捨てること

空き缶等：缶、瓶、ペットボトルその他の容器

道路上における喫煙等：道路等において喫煙等をすること

道路等：道路、公園その他屋外の公共の場所

たばこ：たばこ事業法によるたばこ

喫煙等：火のついたたばこを吸う行為又は持つ行為

市民等：市内に居住し、通勤し、通学し、もしくは滞在し、又は市内を通過する者

事業者：市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人をいう

### （市民の責務に具体的遵守事項を追加）

市民等は、次に掲げる事項を遵守しなければならない

- (1) 道路等において自ら生じさせた吸い殻及び空き缶等を持ち帰り、又は回収容器に収納すること。
- (2) 道路等において喫煙する場合において、たばこの火を適正に管理し、周囲の者に対する安全を確保すること。
- (3) 火を使わないとたばこを歩きながら吸う行為等しないよう努めること。
- (4) 飼い犬等に散歩、運動等をさせる場合においては、ふんを処理するための用具を携帯し、当該飼い犬等のふんをその用具により適正に処理すること。

(道路等における喫煙の制限の変更 努力義務→禁止)

市民等は、次の各号のいずれかに該当するときは、道路等において喫煙してはならない。

- (1) 歩行しているとき又は自転車等に乗車しているとき
- (2) 吸い殻入れが設置されていない場所で吸い殻入れを携帯していないとき

(重点地区の指定理由を追加)

この条例の目的を達成するため、特にポイ捨て及び道路上における喫煙等を防止する必要があると認める区域を、重点地区として指定することができる。

(重点地区内における禁止行為を定める)

何人も、重点地区内においては、正当な権原\*に基づく吸い殻入れが設置されている場所を除き、  
道路等で喫煙をしてはならない。

(罰則を定める)

重点地区内において、第7条及び第12条の規定に違反した者は、5万円以下の過料に処する。